

平成 19 年度後期定期期末試験問題

神戸大学法学部（昼間主コース）

試験日 2月5日（火）1時限

授業科目名 特別講義共通・国際空間秩序と法、特別講義国際空間秩序と法

担当教員 濱本 正太郎

以下は、架空の事実である。末尾に記された間に答えよ。

1975年に、神戸の河先造船所において、石油タンカー「第一六甲丸」が進水した。第一六甲丸を所有していた神戸の企業「元町海運」は、2006年12月に、もはや日本の安全基準を充たさなくなった第一六甲丸をシエラレオネの企業「ライオン・アンド・カンパニー」に売却した。第一六甲丸は「エレーヌ号」と改名され、船籍も日本からシエラレオネに変更された。ライオン・アンド・カンパニーは、リベリアの企業「ザ・リバティール」の100%子会社であり、ザ・リバティールの株式の95%はイタリアで設立された海運業者「ジュゼッペ・デル・マーレ」が保有していた。ジュゼッペ・デル・マーレの本社機能は事実上オランダのロッテルダムにある。

2007年1月に、エレーヌ号は、モンテネグロの「ブラック・マウンテン」社により、船舶安全検査を受け、「安全」との証明書が発行された。同年2月に、バハマ企業「バナナ・リパブリック」が、スイス企業「モンテメール」を代理人としてジュゼッペ・デル・マーレ社に接触し、エレーヌ号の賃貸借契約をライオン・アンド・カンパニーと締結した（準拠法はイングランド法）。バナナ・リパブリック社は、モンテメール社を通じて、エレーヌ号を、パナマ企業「カナル」に転貸した。カナル社は、フランスの石油精製企業「ラフィナージュ」社の100%子会社であり、モンテメール社との交渉に当たったのは、カナル社の代理人たるニューヨーク法人「マンハッタン」であった。

カナル社は、2007年8月、サウジアラビアにおいて同国企業「ハッサン石油」から原油3万トンを購入し、エレーヌ号に積み込み、シンガポールに向けて出航した。船長はインド人、船員10名は全員フィリピン人であった。パキスタンの排他的経済水域を通過中に、積荷の原油はバミューダ企業「パイレーツ・カリビアン」社に売却され、目的地がチリに変更された。

2007年9月4日、オーストラリア西部沿岸から245カイリの地点において、エレーヌ号は、怪しげな船影を確認した。望遠鏡で確認すると、緑色に塗られた船体には「マリン・シェパード」と読める文字が書かれており、世界的環境保護団体「緑の豆」の旗が掲げられていた。マリン・シェパードは、エレーヌ号の針路に立ちはだかり、エレーヌ号が針路を変更してもつきまどってきた。そして、マリン・シェパードからエレーヌ号に電信が届いた。「貴船は国際的安全基準を大幅に下回るゴミ船・ボロ船であり、このまま航海を続けるならば、船舶事故による大規模油汚染を発生させること必定である。ついては、早急に針路を逆に向け、サウジアラビアに帰還されたい」との内容であった。エレーヌ号がこれを無視して航行を続けたところ、マリン・シェパードはエレーヌ号への妨害を継続し、マリン・シェパードを回避しようとするエレーヌ号とそれをさらに妨害しようとするマリン・シェパードとのせめぎ合いが続き、エレーヌ号は、著しく遅延しつつオーストラリアとインドネシアとの間の海域を東に進んでいった。

マリン・シェパードとの交信により、同船がオーストラリア船籍で乗組員 5 名全員がカナダ人であることを知ったエレヌ号船長シンは、2007 年 10 月 3 日にオーストラリア外務省に抗議した。これに対し、オーストラリア外務省は特段の反応をせず、他方、オーストラリア環境大臣カンペル氏は、10 月 4 日、「自らの命を危険にさらしてまで地球環境を守らんとする英雄たちに祝福あれ！ 大規模汚染時限爆弾たるエレヌ号は一刻も早く出港地に帰還せよ！」との声明を発表した。

10 月 8 日、エレヌ号がオーストラリアの排他的経済水域を航行中、マリン・シェパードの乗組員 5 名は、武器を携行してエレヌ号に侵入することに成功し、エレヌ号を自らの操縦下においた。エレヌ号乗組員 11 名は特に抵抗しなかったため身柄は拘束されず、身体的危害も加えられなかった。エレヌ号は、針路を 180 度転換し、サウジアラビアに向かった。

これを受け、ラフィナージュ社はフランス政府の保護を求め、フランス政府はオーストラリア政府にマリン・シェパード乗組員の身柄拘束を求めたが、オーストラリア政府は、マリン・シェパード乗組員はオーストラリア国籍を持たないこと、また、エレヌ号はオーストラリア領海内には立ち入っていないことを理由に、フランス政府の要請を拒否した。そこで、フランス政府は、カナダ政府に対し、事態の収拾を求めた。カナダ政府はエレヌ号を操縦するマリン・シェパード乗組員にエレヌ号からの退去を求めたが、マリン・シェパード乗組員は、「我々はカナダ国民としてではなく、地球市民として行動しているので、カナダ政府の命令を受ける立場にない」として拒否した。カナダ政府は空軍を派遣することを検討したが能力的に非現実的であることが判明し、米軍の協力を受けるべきとの一部の意見に対しては野党が猛烈に反対したため、何らの措置をもとり得ない状況に陥ってしまった。

その間、エレヌ号はサウジアラビアに着々と近づいていた。しかし、10 月 28 日、サウジアラビア政府は、エレヌ号が同国領海内に立ち入ることを禁じる旨発表した。近隣諸国もそれぞれの国の領海内への立ち入りを禁じたため、もはや燃料のほぼ残っていないエレヌ号はサウジアラビア領海のすぐ外側で停泊することになった。2008 年 2 月 5 日現在も停泊中であり、食料はサウジアラビアの港から「緑の豆」職員が運んでくるものに依存している。サウジアラビア政府は、人道的観点から、「緑の豆」による食糧補給活動は阻止していない。

フランス政府は、海軍を派遣して実力行使によりエレヌ号からマリン・シェパード乗組員を排除する計画を練りつつある。その動きを察知したオーストラリア・カナダ・シエラレオネ政府は、「いかなる強制措置も問題を悪化させるのみであり、交渉による解決を最後まで追究すべきである」との共同声明を 2008 年 1 月 1 日に発表した。フランス大統領ニコラは、「本件の一義的な責任はオーストラリア政府にある。オーストラリア政府が 2008 年 2 月 9 日までに適切な対応をとらない場合、フランスは、強制的な措置によりエレヌ号を解放する権利を有する。」と 1 月 8 日に述べた。これに対し、オーストラリア外務省は、オーストラリアの責任を全面的に否定する書簡を送付した。

問 あなたは、フランス大統領府法律顧問であり、大統領から、以下の 2 つの主張を国際法上根拠づけるべく求められている。大統領への回答書を作成せよ（ただし、日本語でよい）。

1. オーストラリアは、エレヌ号が受けた損害を賠償する義務を負う。
2. フランスが実力行使によりエレヌ号を解放することは合法である。

注 国名は実在のものを用いており、条約関係は現実のそれに対応しているものとする（すなわち、ある条約についてオーストラリアが現実当事国である場合、上記の架空の事実においてもオーストラリアは当該条約の当事国である、と考えよ）。もとより、これはあくまで架空の事実であり、そこに示される各国の立場は、それら諸国の現実の法的立場を示すものではない。